

第十九回国会 運輸委員會議録第二十五号

昭和二十九年三月十九日(金曜日)

午後一時四十分開議

出席委員

委員長 關内 正一君

委員 仙八君 澤田君 勝利君

理事 山崎君 岩野君 山田丈太郎君

天野君 公義君 岡本君 忠雄君

木村君 俊夫君 徳安君 實藏君

伊東君 岩男君 白井君 莊一君

松浦周太郎君 青野君 武一君

榎 兼次郎君 正木君 清君

中居英太郎君

出席國務大臣

運輸大臣 石井光次郎君

出席政府委員

外務政務次官 小瀧 彬君

水産庁次長 岡井 正男君

運輸政務次官 西村 英一君

海上保安庁長官 山口 傳君

委員外の出席者

農林技官(水産庁) 増田 正一君

産部技官(農林) 岩村 勝君

専門員 堀 正威君

専門員 堀 正威君

本日(の)會議に付した事件

運輸省設置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一〇二号)

船舶の安全航行に關しビキニ環礁附近における爆発実験による日本漁船の被害事件に關する件

○關内委員長 これより開会いたします。中居英太郎君。

○中居委員 昨日の當委員會におきまして、交通公社の經理の内容に關連いたしまして私が質問したのであります。この内容は御存じの通り國鉄から依頼せられて販売しておる切符代金が公金であるか、ないしは公社のいわゆる社金であるか、この性格について私

は當局側にお尋ねしたのであります。が、これについて明確なる回答がなかつたのであります。この点について國鉄は昨日からきよにかけてどのような結論を出されたか、重ねて私はお尋ねしたいと思つております。

○關内委員長 委員長からいただいた中居君のお尋ねに對して申し上げます。ただいまの問題につきましては、國鉄といつたしまして目下せつかく調査中のこととございまして、質疑の続行は次会まで保留を願いたいということと御了承願いたい。

○中居委員 了承いたしました。

○關内委員長 次に船舶の安全航行につき、山口委員より質疑の通告がありますのでこれを許します。山口丈太郎君。

○山口(丈)委員 私は特に委員長にお願いをいたしまして、最近行われまして太平洋上におきますアメリカ側の爆発物の実験に關し被害に對しては、すでに新聞紙上あるいは當院におきまして各委員会においてそれら論議せられておるのであります。私

は、この運輸常任委員会といたしまして、運輸省に關連をいたします船舶の

すべての航行安全確保の見地から、政府の所見をただしておきたい、かような考へる次第でございまして。

○山口(傳)政府委員 お答えいたします。このたびの第五福竜丸の遭難事件につきまして、事件発生日は三月一日でございまして、当該船が現場を離れまして横濱へ歸つて参りましたのが十四日の朝六時でございます。その後船としては多少の疑いを持つておられたようでありまして、このことに関する正式の届出は別になつたのであります。越えて十六日の朝露新聞にこの問題が報道されましたので私もこのことを知りまして、さつそく關係官庁にも御連絡をいたしました。それから私どもの方の出先では、この第五福竜丸の行動、その当時の模様、あるいはその他詳細な調査にとりかかつたわけでありまして、経過はいろいろな資料並びに船員の供述によつて大体のこと

はわかりました。最後に問題となりまして遭難地点の正確なる位置の決定につきまして、引続き調査をいたして、昨日の正午に大体これで間違いないといふ最後の断定を出し得るようなことになつたわけでありまして、その他のことにつきましては、それら外務省、水産庁と常時連絡をいたして、昨日もお互いに資料を持ち寄つての会合もこ

ざいましたし、これ以上のことは私の方では御報告できないのであります。

○小瀧政府委員 外務省の方では、三月十六日、すなわちこの事件が報道せられた日、さつそくまず在京米國大使館の方へ電話でもつて本件について照会いたしましたところ、そういう報告は何も聞いていない、さつそく本國へ連絡しようというので、私もはそうした報告を通じて事實の調査を依頼いたすと同時に、在米日本大使館の方へ電報いたしました。この爆発の事

それと、いかなる警戒措置をとつたか、それを具体的に知りたいということとを訓令として申し出たのであります。ところがその翌日になりました井口大使は關係各省に事情を取調べるよう連絡中であつて、まだ關係各省から確答がないので、まだ何とも返事をすることができないのだが、事情が判明次第至急大使館と連絡をとるといふ返電が参りました。しかし同日その後いろいろ關係省と連絡いたしました。船の位置など取調べまして、最初よりもさらに正確な情報を得ましたので、そうして追加の情報をこちらの方から井口大使に電報いたしました。先方の回答を督促するように訓令いたしましたのであります。なお十七日には、最初ハル司令官からも電話で外務省へ連絡がありまして、事件は非常に重大なようだから、米軍側としては医療に關してあら

ゆる協力をすると同時に、また病院の施設なども必要であつたら、自分らの方から提供するということを申し出たのであります。さらにまたアンソング大使は奥村次官を来訪いたしました。速急に必要な手当あるいは被害を受けた船舶の消毒、あるいはそれに關連する諸般の調査について十分協力する用意があるから、必要な申出をしてもらいたいということをお願いすると同時に、東大の方からの要求もあつたので、広島にあるいわゆるABCの米人の医者三名と日本人の医者三名は、さつそく上京せしめるように手配をした。ということの申出があつたのであります。その後井口大使からは、まだ國務省の正式な回答は通知がございませんけれども、國務省が發表いたしました声明文は本省の方へ打電して参つております。これもその責任問題などはまだ触られておらないのであります。日本の漁師が原爆の試験の際に非常な被害を受けたということについては憂慮にたえないのであつて、アメリカの政府は日本當局と協力して、現に諸般の事案に關する調査を進めておるところであるといふ趣旨の聲明でございます。

な。おアメリカの情報を綜合して申し上げますならば、この最近の一週目に至りまして、いろいろ社説なども掲げておられるものもあるようであります。また上院の原子力委員長をしておるコール氏のごときも、もしアメリカ側の過失によつてそういうことになつたならば、

速急に日本側に対してその救済措置を申し出るべきであるということを言っております。なお、ただいま受取りましたUPの情報によりますと、下院議員のヴァンサントという人のごときは、どうもアメリカ側が十分な警戒措置をとつたかどうかについて疑念なきあたわさるものがあるので、議院としてはそれが一体これに対して責任があるかについて十分の調査を進めなければならぬというような、相当強いことも言っております。この問題は今後ともいろいろ論ぜられるのであります。が、米国の重大なる関心が払われておるといふことは、AP、UPその他の情報によつて察知することができると次第でございます。

○開井政府委員 水産庁といたしましては、事件がわかりますと、ただちに焼津の漁業協同組合、これは漁港の管理者であると同時に、あそこが漁業根拠地でありまして、魚の販路、いわゆる該当魚類の販路については一番よく事務がわかつておりますので、その焼津の漁業協同組合へただちに電話をもつて、その状況をできる限り詳細に報告するように求めまして、事情を把握し、その後人も派遣いたしまして、なおその他の関係事項も調査させたのであります。

まず水産庁として一番気になりますことは、その標葉場所が那辺にあつたか、標葉の事情がどういふような関係下に置かれたか、そういう被害をどうむつたのであるかという事情を把握して、しかも他の同種漁船が同海区域にいた他の海区域におりまして、それらにいち早く注意を与えるということが一番肝要であらう、かように考

えまして、焼津からの情報もキヤッチすると同時に、ただちに三崎の無電局から出漁している船にはそれ／＼注意を与えました。

それから第二の、早急に手当をしなればいかぬことは、漁獲された魚の行く先々で、一般大衆に御迷惑をかけるようなことがあつては困るという点で、荷揚げされた場所、送られた場所をできる限り迅速に把握する。東京へ来たものについてはただちに東京都と連絡して、感付措置をとるといふような手配をいたしました。なおその後、やはりあの海区域で操業しなくても、あの海区域に近いところを航行して歸つた船は若干の危険があると思われまゝで、全国で主としてまぐろ、かつお等が陸揚げされる港を五港指定いたしました。——なおこれは追加するつもりはございませんが、さしあたり五港を指定いたしましたので、そこで陸揚げするものにつきましては、厚生省と連絡して一応検査証票をつけて売らしめるといううな手配をして、まず大衆に御迷惑をかけないようにすると同時に、大衆が魚を食わぬために、漁業者及び小売業者、仲買業者あるいは市場関係者が、非常に困難をいたしております現状を早くだしてやりたい、かように思ひまして、そういう手を打つたわけでありまして、なお御質問がありましたらさらに……。

たびに威力のさらに強大なものが、逐次実験に供されつつあるようでございますが、私は国際法上のことはしるうとでわかりませんが、しかしこのような危害を加える、あるいは科学者等の厳密な検査よりもその効力範囲が非常に大きくなるような、そして非常に危険の拡大を予測されるようなこういうものの実験に際しては、それ／＼関係国に対してその都度通報をして、これらの被害を最小限に食い止めようという措置を講ずることが私は必要だと思ひますが、外務省はアメリカ側から今までの何回か、あるいはただ一べんの危険区域指定の通告だけで、こういうものの実験のたびに危険区域の指定の拡大等に関する通報を受けていないのか、ひとつその点お伺いしたいと思ひます。

○小瀧政府委員 この戦略地域に対して閉鎖区域というものを設けましたのは一九四七年で、安保理事会でもこれは承認されております。そして日本に對し特に外務省を通じて警告いたしましたのは、昭和二十七年九月十八日でありまして、在米日本大使館に對して、最近日本の漁船がアメリカ側の指定する危険区域の方へ入つて来たものがあるが、これは非常に危険であるから、この周知方をとりはからうやうやという申出があつたのであります。その地域はもうすでに新聞などにも出ておりますから御承知と思ひますが、それに基づいて海上保安庁の方で、今までも告示されておりますのをさらにもう一度注意のために、同年の十一月に告示をするという経緯でございます。でありますから外交のチャネルを通じての申出というものは、一

昨年九月十八日だけであります。そして実験が行われるたびに通報して来たこととはないうございまして、その通報の詳細につきましてはこれは水路部の関係でございます。運輸省の方から、御説明があるかと存じます。

ところで一体こういうことをやつていいのかわるか、これが国際法上さしかえないものであるかどうかという点につきましては、過般も新聞で横田博士その他がいろいろ論じられておりますけれども、今までの外務省のとりあえずの見解といたしましては、クロード・エーリアを設けることは、これは先ほど申しましたように、安保理事会でも認められており、そしてそれはここへ通報されておるのでさしかえないものと見ております。ただ現在日本で問題となつておりますのは、閉鎖区域の問題ではなくして、先ほど通報があつたのはこれは危険区域の問題であります。原爆の実験をやするのはアメリカが行政権を持ち、支配をしておるところの領土及び領海内だけれども、その危険がそれを越えて公海に及ぶだらうから、あらかじめ注意してもらいたいという、この危険区域の問題であるのであります。この危険区域が、今度は非常に狭くて、あるいは被害を受けたということに今までの調査ではなつておりますが、この危険区域の性質というものを考えてみますと、これは一九四八年七月のアメリカの政府の告示の趣旨から考えてみまして、この爆弾の実験に伴う危険についての一般的な事前の計画といつた性質を持つていたものだらうと解します。でありますから第一次大戦中に問題に

なりましたいわゆる国際法の本などに書いてある危険区域のように、事前の宣言のみをもつて、この区域内で生ずることのある損害に対する法律的责任が、全然免除せられるということにならぬだらうと考へております。すなわちこの危険区域を設定するということは、そこへ近づくものに対する警告の第一歩であり、実際に実験を行うときには、現地において十分の警告と予防措置を行うという建前であればならぬと考へるのであります。このうした意味において危険区域設定そのものは、事前の警告であるというように解すれば、それが国際法上どういふ性質のものではなからうと思ひます。ところでそれは一体その都度通報すべきか、通報すべきではないかという問題は、現実の問題であります。この点はむしろ運輸省の係の方がよく御存じかと思ひますが、それはあるいは各国の政府を通じてやる場合もあるし、一部新聞でも報道いたしておりますように、これが事実であるが、事実でないか、まだ正確な報道は来ておりませんけれども、B36を使い、無電を使つて、その界限全部に警告を与えて歩いたのだというふうにもいわれております。しかしいづれが最も有効な措置であるかということについては、個々のケースについて考へなければならぬことであると思ひますけれども、とにかくこれは最終的にまだ何もアメリカへ通告したものでありませんし、外務省として今まで考へて来ましたが、先ほど申しましたように、一つの事前の警告といふような趣旨に解しておる次第であります。

○山口(丈)委員 この外務省の今のお

説を聞いておきますと、国際法上は特定の政府に直接通告をやつたのではなくて、いわゆる一般の宣言、国際法上の一般の宣言に基づいて、危険区域を通告したのだ、こういうふうな解釈されているように思いますが、それに間違いないありませんか。

○小瀧政府委員 詳細を申し上げませんが、ビキニの環礁につきましては、その閉鎖区域を設けた旨告示いたしますと同時に、北緯十度十五分から十二度四十五分の間、また東経百六十度三十五分から百六十六度十六分、これを危険区域として設けた旨を告示したのであります。そうしてこれはたしか国際水路協定によつて、各国に伝えられることになつております。それで各国へ伝えられたということになるのであります。それで、一体いかに悪いかという事は、先ほど申しましたように、私どもの方はその都度また通報せられなければ、責任免除にはならないというふうに一応考えております。但し新聞でも発表せられませんでしたように、横田教授のごときは、たとい危険区域の外にあつたにしても、これは予想以上の爆発力を持つた予期し得ざるような結果になつたために、米軍側としては一応艦隊を指定して、予防の措置をとつたものと見るべきであるから、これは損害賠償などを要求する対象にはならないというふうな学説を述べておられるようであります。これは直接横田君から聞いたものではありませんが、新聞ではそういうふうになつております。そういうふうな解釈はあります。そういうふうな、最初に申し上げましたのが外務省として考えておられる見解であります。

○山口(丈)委員 私は今の御説明を聞きますと、用語は知りませんが、やはりこれは危険区域の一般の宣言に基づくものであつて、各国に対する固有なものについての通告ではなかつたように考へます。そういうふうなこの一般の宣言に基づいて、アメリカが危険区域を設けた。しかしそれは安全保障理事会という国際機関によつて、その指定区域が承認されておる、こういう事態になりますと、アメリカはやはりここに根拠を置いて、世界に向つてその危険区域を一般の宣言によつて通告をした、こういうふうな解するわけでありませぬ。しかしそれにいたしましても、やはりこれは日本だけではないで、各国ともにその國の所屬いたしまし船の航行安全のために、あらかじめ予測せられます危険区域外であつても、あるいはその結核が、予想以上に被害の大きいものであつて、アメリカ側としては不可抗力であるという結論になるかどうかは私は存じませんが、しかしそれに基づいて特に日本の漁船、一般の航行船でありますとこれはまた別でありますけれども、そこで操業をして漁獲物を国内に運んで参る。そうなりますとそれは単にその区域の危険だけにとどまらず、当然生きものごとでありますから、区域外にその魚群が出て、それがとられる危険もあり、その場合にその有難物を国内に運ぶ危険もあるわけですから、従つてたが單に軍事的に区域だけを指定して、その区域内の出入りを禁止しておるだけでは、万全の措置とは申せないのではないかと私は思いますが、これについて外務省あるいは関係当局といつたしましては、どのような措置をとつ

ておられたのか、ひとつ聞きたいと思つておられます。ちよつと私今何かの話をしておりました、十分にお聞きしなかつたので的はずれるかも知れませんが、このたびの危険区域につきましては、前後三回にわたつて告示をいたしておりました。先ほど外務省の方からも御説明がありました。第一回の分につきましては日本がまだ占領當時で、G.H.Q.の指示で第一回の告示をいたしたのでございます。それから第二回の二十七年の十一月一日の告示は、それと同じ内容を、先ほどお話をしたようにアメリカが日本の大使を通じて連絡されて、特に注意しろということとございましたので、同一内容のものでございまして、昨年十月十日に三回目の告示をいたしたのであります。それから越えて去年の十月十日に三回目の告示をいたしたのであります。このたびの告示の内容は一回、二回の区域にさらに東の方に百四十マイルばかり区域を拡張いたしました。今度のビキニ環礁を中心とする区域が追加になつておるわけでありませぬ。これはアメリカの水路部の告示を入手いたしました。これはそれと、各国が国際水路会議というものを携つておりました、この加盟国はお互いに資料を交換いたしておるわけでありませぬ。それでアメリカから参りましたその告示を、日本の私の方の水路部もいたしました。これは必要だといふ考へで、これを転載いたしましたわけでありませぬ。それで先ほどのお話で、そういう告示は一応一般的で、爆発の試験あるいは実験なるものをやることとそれ自体について、何か警告はなかつたかというお話であります。これに

つきましては今日まで何らの連絡も受けておりませぬ。それからまたこのたびも現場において警戒といふか、あるいは実験をする前に飛行機によつて出ろとか、あるいは無電によつて出るとか、何らかの警戒を受けたかという点を確かめましたが、そのような形跡は認められませんでした。

○岡井政府委員 水産庁といたしましても、ただいま山口先生の方から御指摘があつた点を非常に心配いたしました。昨日も大学の方の動物学の魚に關係する權威者の學者が集まりまして、御研究を願つておるわけでありませぬ。元來まぐろの習性が、相当水深深く百メートル程度の層を泳いでいる魚でございますので、今までの段階におきましては、いわゆる爆風によつてもたらされる灰が放射能を持つておるといふような点でありませぬ、割合にその心配はいらぬじやないかといふような中間的な希望の御満が今されておるわけでございますが、しかし念には念を入れなければいかぬと思つたので、なおよく研究いたしたいと思つたので、必ずしも全然無害であるといふように割切るにはまだ早いと考へております。

○山口(丈)委員 私は今いろいろ説明を聞いたのでありますが、しかし水産庁のお考へでございませぬ、ただ灰に対する放射能の危険というものをただお考へになつておるに伺うので、昨今の新聞を見ますと、やはり海流にも放射能が含まれていて、その海流を通過して参る船には相当の放射能が認められる。特にかぶつておりました帽子などに、多量の放射能が検出

されることが聞かれています。そういうふうな海流の中に棲息したております魚群といふものは、やはり相当危険なものじやないかといふふうな考へるわけでありませぬ、いかがですか。それを一

それから外務省に、お急ぎでありますからもう一点お伺いをいたします。が、このような、もちろん先方としては敵愾な科学測定によつて危険区域を定めておるものと考へますけれども、しかしながら方々ではなくて、現在現実の問題として、その科学的に測定をいたしまして危険区域以外へ非常に多くの被害を出した。しかも船のみならずその南方の周辺の諸島の原住民にも、予想外のところに非常に多い犠牲を出したといふようなことも報せられておるのであります。その真偽を私どもは確かめることはできないのであります。それけれども、將來私はこのような大きな爆発を實際に実験しなくとも、小範囲にとどまる爆発物をもつて足るので、必ずしも全然無害であるといふように割切るにはまだ早いと考へております。

○山口(丈)委員 私は今いろいろ説明を聞いたのでありますが、しかし水産庁のお考へでございませぬ、ただ灰に対する放射能の危険というものをただお考へになつておるに伺うので、昨今の新聞を見ますと、やはり海流にも放射能が含まれていて、その海流を通過して参る船には相当の放射能が認められる。特にかぶつておりました帽子などに、多量の放射能が検出

されることが聞かれています。そういうふうな海流の中に棲息したております魚群といふものは、やはり相当危険なものじやないかといふふうな考へるわけでありませぬ、いかがですか。それを一

それから外務省に、お急ぎでありますからもう一点お伺いをいたします。が、このような、もちろん先方としては敵愾な科学測定によつて危険区域を定めておるものと考へますけれども、しかしながら方々ではなくて、現在現実の問題として、その科学的に測定をいたしまして危険区域以外へ非常に多くの被害を出した。しかも船のみならずその南方の周辺の諸島の原住民にも、予想外のところに非常に多い犠牲を出したといふようなことも報せられておるのであります。その真偽を私どもは確かめることはできないのであります。それけれども、將來私はこのような大きな爆発を實際に実験しなくとも、小範囲にとどまる爆発物をもつて足るので、必ずしも全然無害であるといふように割切るにはまだ早いと考へております。

○山口(丈)委員 私は今いろいろ説明を聞いたのでありますが、しかし水産庁のお考へでございませぬ、ただ灰に対する放射能の危険というものをただお考へになつておるに伺うので、昨今の新聞を見ますと、やはり海流にも放射能が含まれていて、その海流を通過して参る船には相当の放射能が認められる。特にかぶつておりました帽子などに、多量の放射能が検出

されることが聞かれています。そういうふうな海流の中に棲息したております魚群といふものは、やはり相当危険なものじやないかといふふうな考へるわけでありませぬ、いかがですか。それを一

それから外務省に、お急ぎでありますからもう一点お伺いをいたします。が、このような、もちろん先方としては敵愾な科学測定によつて危険区域を定めておるものと考へますけれども、しかしながら方々ではなくて、現在現実の問題として、その科学的に測定をいたしまして危険区域以外へ非常に多くの被害を出した。しかも船のみならずその南方の周辺の諸島の原住民にも、予想外のところに非常に多い犠牲を出したといふようなことも報せられておるのであります。その真偽を私どもは確かめることはできないのであります。それけれども、將來私はこのような大きな爆発を實際に実験しなくとも、小範囲にとどまる爆発物をもつて足るので、必ずしも全然無害であるといふように割切るにはまだ早いと考へております。

○山口(丈)委員 私は今いろいろ説明を聞いたのでありますが、しかし水産庁のお考へでございませぬ、ただ灰に対する放射能の危険というものをただお考へになつておるに伺うので、昨今の新聞を見ますと、やはり海流にも放射能が含まれていて、その海流を通過して参る船には相当の放射能が認められる。特にかぶつておりました帽子などに、多量の放射能が検出

されることが聞かれています。そういうふうな海流の中に棲息したております魚群といふものは、やはり相当危険なものじやないかといふふうな考へるわけでありませぬ、いかがですか。それを一

○山口(丈)委員 私は今いろいろ説明を聞いたのでありますが、しかし水産庁のお考へでございませぬ、ただ灰に対する放射能の危険というものをただお考へになつておるに伺うので、昨今の新聞を見ますと、やはり海流にも放射能が含まれていて、その海流を通過して参る船には相当の放射能が認められる。特にかぶつておりました帽子などに、多量の放射能が検出

されることが聞かれています。そういうふうな海流の中に棲息したております魚群といふものは、やはり相当危険なものじやないかといふふうな考へるわけでありませぬ、いかがですか。それを一

それから外務省に、お急ぎでありますからもう一点お伺いをいたします。が、このような、もちろん先方としては敵愾な科学測定によつて危険区域を定めておるものと考へますけれども、しかしながら方々ではなくて、現在現実の問題として、その科学的に測定をいたしまして危険区域以外へ非常に多くの被害を出した。しかも船のみならずその南方の周辺の諸島の原住民にも、予想外のところに非常に多い犠牲を出したといふようなことも報せられておるのであります。その真偽を私どもは確かめることはできないのであります。それけれども、將來私はこのような大きな爆発を實際に実験しなくとも、小範囲にとどまる爆発物をもつて足るので、必ずしも全然無害であるといふように割切るにはまだ早いと考へております。

○山口(丈)委員 私は今いろいろ説明を聞いたのでありますが、しかし水産庁のお考へでございませぬ、ただ灰に対する放射能の危険というものをただお考へになつておるに伺うので、昨今の新聞を見ますと、やはり海流にも放射能が含まれていて、その海流を通過して参る船には相当の放射能が認められる。特にかぶつておりました帽子などに、多量の放射能が検出

されることが聞かれています。そういうふうな海流の中に棲息したております魚群といふものは、やはり相当危険なものじやないかといふふうな考へるわけでありませぬ、いかがですか。それを一

○山口(丈)委員 私は今いろいろ説明を聞いたのでありますが、しかし水産庁のお考へでございませぬ、ただ灰に対する放射能の危険というものをただお考へになつておるに伺うので、昨今の新聞を見ますと、やはり海流にも放射能が含まれていて、その海流を通過して参る船には相当の放射能が認められる。特にかぶつておりました帽子などに、多量の放射能が検出

されることが聞かれています。そういうふうな海流の中に棲息したております魚群といふものは、やはり相当危険なものじやないかといふふうな考へるわけでありませぬ、いかがですか。それを一

それから外務省に、お急ぎでありますからもう一点お伺いをいたします。が、このような、もちろん先方としては敵愾な科学測定によつて危険区域を定めておるものと考へますけれども、しかしながら方々ではなくて、現在現実の問題として、その科学的に測定をいたしまして危険区域以外へ非常に多くの被害を出した。しかも船のみならずその南方の周辺の諸島の原住民にも、予想外のところに非常に多い犠牲を出したといふようなことも報せられておるのであります。その真偽を私どもは確かめることはできないのであります。それけれども、將來私はこのような大きな爆発を實際に実験しなくとも、小範囲にとどまる爆発物をもつて足るので、必ずしも全然無害であるといふように割切るにはまだ早いと考へております。

○山口(丈)委員 私は今いろいろ説明を聞いたのでありますが、しかし水産庁のお考へでございませぬ、ただ灰に対する放射能の危険というものをただお考へになつておるに伺うので、昨今の新聞を見ますと、やはり海流にも放射能が含まれていて、その海流を通過して参る船には相当の放射能が認められる。特にかぶつておりました帽子などに、多量の放射能が検出

されることが聞かれています。そういうふうな海流の中に棲息したております魚群といふものは、やはり相当危険なものじやないかといふふうな考へるわけでありませぬ、いかがですか。それを一

○山口(丈)委員 私は今いろいろ説明を聞いたのでありますが、しかし水産庁のお考へでございませぬ、ただ灰に対する放射能の危険というものをただお考へになつておるに伺うので、昨今の新聞を見ますと、やはり海流にも放射能が含まれていて、その海流を通過して参る船には相当の放射能が認められる。特にかぶつておりました帽子などに、多量の放射能が検出

されることが聞かれています。そういうふうな海流の中に棲息したております魚群といふものは、やはり相当危険なものじやないかといふふうな考へるわけでありませぬ、いかがですか。それを一

それから外務省に、お急ぎでありますからもう一点お伺いをいたします。が、このような、もちろん先方としては敵愾な科学測定によつて危険区域を定めておるものと考へますけれども、しかしながら方々ではなくて、現在現実の問題として、その科学的に測定をいたしまして危険区域以外へ非常に多くの被害を出した。しかも船のみならずその南方の周辺の諸島の原住民にも、予想外のところに非常に多い犠牲を出したといふようなことも報せられておるのであります。その真偽を私どもは確かめることはできないのであります。それけれども、將來私はこのような大きな爆発を實際に実験しなくとも、小範囲にとどまる爆発物をもつて足るので、必ずしも全然無害であるといふように割切るにはまだ早いと考へております。

○山口(丈)委員 私は今いろいろ説明を聞いたのでありますが、しかし水産庁のお考へでございませぬ、ただ灰に対する放射能の危険というものをただお考へになつておるに伺うので、昨今の新聞を見ますと、やはり海流にも放射能が含まれていて、その海流を通過して参る船には相当の放射能が認められる。特にかぶつておりました帽子などに、多量の放射能が検出

されることが聞かれています。そういうふうな海流の中に棲息したております魚群といふものは、やはり相当危険なものじやないかといふふうな考へるわけでありませぬ、いかがですか。それを一

う、そこを航行した船舶が内地に放射能を持つて歸る、その影響が非常に甚大であるという点につきまして、実は昨日三時までに漁船が八隻入港いたしました。この八隻につきまして、厚生省と連絡をとりまして、ガイガー計測管をもつて測定したわけでありまして、その結果によりまして、漁獲物自体には二〇KC前後の反応が見られました。それから全員のかがつておりました帽子が、一番多いのでありまして、二千二百五十KCという数字を示しております。そのほかその中間に作業衣とか魚の箱、あるいはほうちょう、ハッチのカバー、こういったものがございまして、厚生省の専門家にた

だしますと、大人体に有害なものは一万七千KCの八時間以上当つた場合に人体に有害である、従いまして昨日三時に入港した漁船の漁獲物ももちろんであります。帽子その他の部分に反応を示しました程度は、人体にはまったく影響がない、このような結果になつておりました。なおこれは厚生省の方のいふ、専門家の御意見であります。二〇KC程度の反応と見られますが、宇宙線の関係で一般的に見られる状況である、かように意見を申し上げておられます。

○小瀧政府委員 たいいまの御質問は將來の問題として、こういう非常に強度の原子爆弾と申しますか、水素爆弾と申しますか、これらの実験が行われるということになれば航行中の船のみならず、航空機にも甚大な影響があり、これは今後いかに処置すべきかという点だつたと存じます。一体今私どもが米側と話し合いをしなければならぬと考へておりますのは、一つは現

突に起つた問題をいかに解決するかという問題と、その点をはつきりして参りますれば、当然仰せのような將來の問題にも及ばざるを得ないと思つております。とりあへず今回の問題に關連いたしましたのは、危険区域の範圍が狭かつたやうだということではアメリカ側でも言われておりますので、この点はとりあへず問題になりませんが、しかし將來は、非常に犠牲を出したと云うと、経験にかんがみまして、絶対にこうした危険のないやうな処置をせよとも話し合いをして解決しなければならぬ、こういう考へを持つておりますので、せつかくこちらの方でもいろいろ資料を集め、また向うの方でも協力して調査をやろうということでありまして、その調査の結果に基づいて、万全の処置を講じたいと考へる次第であります。ただし原子力の管理なり、あるいは原子力による人命に対する被害をできるだけ少くするやうなことのためには、たゞ単に日米間ののみならず、國際的に話し合いをしようということも、積極的に提起せられておりましたので、日本に對しては、日本赤十字社へ招聘が参つておりました、来る四月にゼネヴァにおいて世界の最も優秀なる原子力の専門家が集まることになるのであります

が、その際いろいろ経費の關係などもございまして、外務省も日赤を援助いたしまして、現在考へておられますのは、都築博士に出席をお願いしようという段取りをきめておられるやうな次第であります。もちろん原子力の問題は政治的に大きな米日間の問題でもありませんので、日本だけで進行いたしたくないで、速急に解決するということには

を最小限度にとどめ、被害のないやうにする、そのときにどういふ処置をとるかということにつきましては、今申し上げましたやうなこともありますし、またこれを契機といたしまして、世界的にも相当論が喚起せられるであらうと思つております。幸い日本には相當な専門家もおられるやうであります。また今度の事件についての直接の被害國でありますから、相當なる発言をいたしますやうに、われわれといたしまして、これから準備をいたしたいと思つておられる次第でございます。

○山口(文)委員 今いろいろな処置を外務省としてはおとりになつておられるやうであります。私はこの際外務省としては、職時中における原子爆弾の使用等についても、当然一定の限度以上のものを使用し得るやうな自由放任のもののような形は、当然國際管理によつて私は規制されるべきだと思つておりました。しかしその職時中のことは別といたしまして、平時におきましては今申しましたやうにその実験などというものは、よれよりも小範圍な小規模のものをもつていたしまして、その目的は十分に私は達せられるものと考へるのであります。従つて外務省として

は、まずこの原子力の管理の第一歩として、平和時におきまますこの原子兵器の実験に關しても、ある程度國際的にこれを管理して、一定限度以上のものの使用を國際的に禁止するやうな法律を、当然私は國際會議に持ち出すべきではないかと思つておられますが、そういう御意思があるかどうか、それをお伺いしたいと思つておられます。

○小瀧政府委員 原子力の平和的利用につきましては、ゼネヴァにおきまして、日本の方でもできるだけ早く協力するやうな機運が起つております。しかしこうした軍事的な意味に利用せられるということが、相なるべくは各國の話し合いによつて解決できるやうになることは、私どもの希望してやまないところであります。しかしそれは日本の方で音頭をとるということになりまして、日本の方は実は原子力も持つていないやうな關係があらうして、非常に困難があると思つておられます。日本としては最大限にこ

うした運動に協力いたしまして、今仰せのやうな管理が行われることを熱望してやまないものであります。

○山口(文)委員 それから大臣はおられないやうであります。今申しましたやうにまだ將來さらに大きな原子力の実験が行われるやうに新聞に報道されておるのであります。このやうな事と、付近を航行する船舶並びに付近を航空いたしました航空機等について、私は將來非常に不安な気持ちを持つておられます。これについては當然の所管事項として、究極的な安全措置を講じなければならぬと考へますが、それにつきましてどのやうな具体的手段を講じようかと考へておられるか、特に漁船などはことごとくが無電などを装置いたしましたことと、その無電を利用して周知徹底せしめるやうなことは不可能の場合もあるやうかと存じますが、海上保安庁としてこれらの保護対策についてはどのやうな措置をとらうかと考へられるか、ひとつこの点もあわせお聞かせを願いたい。

○山口(傳)政府委員 私の方で考へております今後の対策でございますが、まず航路告示について考へますことは、これは御承知のように官報にも載せ、各所に配布しておるわけで、遠洋航海に出る人は必ずこれを確めて、自分の手持ちの海圖を修正するのがこれら原則なんでありまして、今度のやうな事件の実態を検討いたして見ますと、漁船が全部こりいうことをわきまえておるやうなことも、若干不安がありますので、今また航路告示として出し、あるいは官報にも掲載いたしました。今後はさらに何らかの方法で、と申しますのは、要するに關係官庁あるいは漁業組合とか、そういうところの注意を十二分に喚起して、各個の漁船に對して、こういうことについて十分注意するやうに、積極的な援助を要望して参りたいと思つておられます。

それから今度の事件にかんがみまして、一応の危険区域がございまして、今度のやうに被害が相當の範圍に及ぶというやうなことがございまして、これは場所が日本を去る二千里ありまして、私の方の船が出かけている、監視に當るといふことはできないのでありますから、できればこのたびの事件にかんがみてアメリカへ交渉される際に、今後かような爆弾の実験をされる前には、予告をしてもらうことを要望していただきたいと思つておられます。そういうことがかなえられれば、われわれの方としては事前に航路告示以外に、さらにまた被害を關係方面に流してもらうやうなことに、つてかなり周知徹底をはかつて、災害の未然防止をやりたい。そう考へておりますので、海上保安庁としては今度も外務省を通じて、場合によつては危

○山口(傳)政府委員 今いろいろな御質問は、たいいまの御質問は將來の問題として、こういう非常に強度の原子爆弾と申しますか、水素爆弾と申しますか、これらの実験が行われるということになれば航行中の船のみならず、航空機にも甚大な影響があり、これは今後いかに処置すべきかという点だつたと存じます。一体今私どもが米側と話し合いをしなければならぬと考へておりますのは、一つは現



を皆無ならしめることは当然の措置であつて、政府はそれだけの準備と度量を持たれてしかるべきだといふふうを考へますが、さしあたりのところは考へておつても、将来の具体策についてはまだ何れ考へられておらないし、それからアメリカとの交渉の用意はない、こゝろいふわけなんですか。

○西村(英)政府委員 私が申し上げましたのは、この被害をなくするにつきましても、危険区域がこゝろいふ広さでいいかどうかということも問題であらうと思つてあります。従つて十分科学的調査をした上において、危険区域を定めるということも出て来る問題であらうと思つてあります。また実験に際しまして、あらかじめこれをわれわれの方に知らせるにつぎましても、もう少しやはり研究しなければならぬと思つてあります。これはないがしろにしておるわけではありませぬが、今私は、運輸省としてこゝろいふうにするという具体案は持つていない、とりあへずの対策につぎましては、海上保安庁長官が言いましたように、船舶等について告示以外にさらに注意を与える、海域等につぎましても、いろいろの注意を十分与えておるといふことを申し上げたわけでございます。

○山口(文)委員 山口海上保安庁長官の言われるようにするためには、危険区域の設定はもろろん必要です。しかしその危険区域の設定だけで万全でないことは、今固が証明してあるのです。そうすればさらに将来に安全を求めめるためには、どうしても実験日というものを正確に、いわば何月何日何時にこゝろいふ実験をするということが、当然通知をされてしかるべきである。しかしそれがやはり軍事秘密の保持上困難だといふならば、私は今のような漠然とした宣言的な通告ではなく、もつといわゆる期間を切つた通報をする義務があるように、國際的にも交渉しなければなりませんし、またわれわれは被害国でありますから、この際直接アメリカに交渉して、これを強力に実現に移すような努力をして、日本政府としては何れさしつかえないと思つておられる。このことは具體的計画がどうのこゝろのといふ間題じやなくて、今のうちに実行しなければならぬ問題だと考へるわけなんです。それでなければ、私は日本周辺における海上の安全といふものは期せられないと思つておられる。

○山口(文)委員 今度の場合は、何れの実験の手当は受けませんが、その日も無線その他によつて船舶に告知されたこともないわけでございますが、ただいまも海上保安庁長官が言いましたように、その点は外務省を通じて要請したい、こゝろいふので私には、ぜひ申し上げたのでありまして、ぜひともこゝろいふことは最小限度知らなければ、これは今後非常に危険であらうと思つて、さういふに答えた次第でございます。

○西村(英)政府委員 今度の場合は、何れの実験の手当は受けませんが、その日も無線その他によつて船舶に告知されたこともないわけでございますが、ただいまも海上保安庁長官が言いましたように、その点は外務省を通じて要請したい、こゝろいふので私には、ぜひ申し上げたのでありまして、ぜひともこゝろいふことは最小限度知らなければ、これは今後非常に危険であらうと思つて、さういふに答えた次第でございます。

○西村(英)政府委員 今度の場合は、何れの実験の手当は受けませんが、その日も無線その他によつて船舶に告知されたこともないわけでございますが、ただいまも海上保安庁長官が言いましたように、その点は外務省を通じて要請したい、こゝろいふので私には、ぜひ申し上げたのでありまして、ぜひともこゝろいふことは最小限度知らなければ、これは今後非常に危険であらうと思つて、さういふに答えた次第でございます。

○山口(文)委員 今度の場合は、何れの実験の手当は受けませんが、その日も無線その他によつて船舶に告知されたこともないわけでございますが、ただいまも海上保安庁長官が言いましたように、その点は外務省を通じて要請したい、こゝろいふので私には、ぜひ申し上げたのでありまして、ぜひともこゝろいふことは最小限度知らなければ、これは今後非常に危険であらうと思つて、さういふに答えた次第でございます。

○白井委員 水産庁の方にこの機会にひとつお伺いしたいのであります。今まぐろの恐慌といふことが、魚が大分恐慌を起して、日本でも相当被害であるやうです。まぐろならまぐろに汚染された病魚は、これが船に揚げたときに放射能の灰に触れたから汚染されたのであります。それもあると思つて、その海水を泳ぎまわつていた魚がある程度の放射能を持つに至るのであります。これはもし後者のやうな場合であると、なか／＼大きな問題だと思つておられる。その点をひとつお伺いしたいのであります。

○岡井政府委員 お答えいたします。先ほど山口先生の御質問にお答えしたのですが、大学の教授など交をしまして研究した結果、大体灰に触れておるとこゝろが放射能が出る、まぐろの肉質からはあまり出ない。と申しますのは、まぐろは元來無機物のなものは餌料等の対魚にはいたしません。それから海水を飲みましても、これがただちに血に変化するものではないことは、先生も御承知の通りでございます。従つて直接触れるといふのでなければ出ないのはあるまいかといふのが、昨日までに研究した結果でございます。それで早く言いますと、まぐろなどが出にくくて、さめ類が非常に濃く出るといふのは、御承知のようにならぬは、とりまして運ぶまでの間にも、丁寧に水洗いして冷凍水につけ、カバーをしそして運ぶのでございますが、安っぽいさめの方はそんなに扱います。従つて灰がかつておつても、安魚だしといふことで、これを乱暴に扱う關係もあらう。かように今までの段階では思われておるのでございまして、海水を飲んだからといふやうなことが、直接とは思えないわけでありませぬ。

○山口(文)委員 私時間の關係があまりありますので、残余の質問を後日に保留しまして、本日はこれで打ち切りしたいと思います。

○岡井政府委員 お答えいたします。先ほど山口先生の御質問にお答えしたのですが、大学の教授など交をしまして研究した結果、大体灰に触れておるとこゝろが放射能が出る、まぐろの肉質からはあまり出ない。と申しますのは、まぐろは元來無機物のなものは餌料等の対魚にはいたしません。それから海水を飲みましても、これがただちに血に変化するものではないことは、先生も御承知の通りでございます。従つて直接触れるといふのでなければ出ないのはあるまいかといふのが、昨日までに研究した結果でございます。それで早く言いますと、まぐろなどが出にくくて、さめ類が非常に濃く出るといふのは、御承知のようにならぬは、とりまして運ぶまでの間にも、丁寧に水洗いして冷凍水につけ、カバーをしそして運ぶのでございますが、安っぽいさめの方はそんなに扱います。従つて灰がかつておつても、安魚だしといふことで、これを乱暴に扱う關係もあらう。かように今までの段階では思われておるのでございまして、海水を飲んだからといふやうなことが、直接とは思えないわけでありませぬ。

○山口(文)委員 私時間の關係があまりありますので、残余の質問を後日に保留しまして、本日はこれで打ち切りしたいと思います。

○岡井政府委員 お答えいたします。先ほど山口先生の御質問にお答えしたのですが、大学の教授など交をしまして研究した結果、大体灰に触れておるとこゝろが放射能が出る、まぐろの肉質からはあまり出ない。と申しますのは、まぐろは元來無機物のなものは餌料等の対魚にはいたしません。それから海水を飲みましても、これがただちに血に変化するものではないことは、先生も御承知の通りでございます。従つて直接触れるといふのでなければ出ないのはあるまいかといふのが、昨日までに研究した結果でございます。それで早く言いますと、まぐろなどが出にくくて、さめ類が非常に濃く出るといふのは、御承知のようにならぬは、とりまして運ぶまでの間にも、丁寧に水洗いして冷凍水につけ、カバーをしそして運ぶのでございますが、安っぽいさめの方はそんなに扱います。従つて灰がかつておつても、安魚だしといふことで、これを乱暴に扱う關係もあらう。かように今までの段階では思われておるのでございまして、海水を飲んだからといふやうなことが、直接とは思えないわけでありませぬ。

○山口(文)委員 私時間の關係があまりありますので、残余の質問を後日に保留しまして、本日はこれで打ち切りしたいと思います。

○岡井政府委員 お答えいたします。先ほど山口先生の御質問にお答えしたのですが、大学の教授など交をしまして研究した結果、大体灰に触れておるとこゝろが放射能が出る、まぐろの肉質からはあまり出ない。と申しますのは、まぐろは元來無機物のなものは餌料等の対魚にはいたしません。それから海水を飲みましても、これがただちに血に変化するものではないことは、先生も御承知の通りでございます。従つて直接触れるといふのでなければ出ないのはあるまいかといふのが、昨日までに研究した結果でございます。それで早く言いますと、まぐろなどが出にくくて、さめ類が非常に濃く出るといふのは、御承知のようにならぬは、とりまして運ぶまでの間にも、丁寧に水洗いして冷凍水につけ、カバーをしそして運ぶのでございますが、安っぽいさめの方はそんなに扱います。従つて灰がかつておつても、安魚だしといふことで、これを乱暴に扱う關係もあらう。かように今までの段階では思われておるのでございまして、海水を飲んだからといふやうなことが、直接とは思えないわけでありませぬ。

○岡内委員長 運輸省設置法の一部を改正する等の法律案を議題とし、まず政府より提案理由の説明を求めます。西村政府次官。

運輸省設置法の一部を改正する等の法律案  
運輸省設置法の一部を改正する等の法律案  
運輸省設置法の一部を改正する等の法律案

第一条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。  
第二十九条中「航空機操縦所」を「航空機操縦所」に改める。  
第三十七条第二項の表中「富崎海員学校一香川縣三豊郡栗島村」を「日之津海員学校一長崎県南高来郡日之津町」に改める。  
第三十七条の三の次に次の一条を加える。  
(航空大学校)  
第三十七條の四 航空大学校は、航空に關する専門の学科及び技能を教授し、航空従事者を養成する機關とする。

2 航空大学校は、富崎市に置く。  
3 航空大学校の内部組織は、運輸省令で定める。  
第三十八條第一項の表中水先審議会の項を次のように改める。

海上航行安全審議会  
運輸大臣の諮問に應じて水先法(昭和二十四年法律第二十一号)及び船舶職員法(昭和二十六年法律第四十九号)に定める事項その他海上における航行の安全に關する重要事項を調査審議すること。

改正する等の法律案を議題とし、まず政府より提案理由の説明を求めます。西村政府次官。

運輸省設置法の一部を改正する等の法律案  
運輸省設置法の一部を改正する等の法律案  
運輸省設置法の一部を改正する等の法律案

第一条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。  
第二十九条中「航空機操縦所」を「航空機操縦所」に改める。  
第三十七条第二項の表中「富崎海員学校一香川縣三豊郡栗島村」を「日之津海員学校一長崎県南高来郡日之津町」に改める。  
第三十七条の三の次に次の一条を加える。  
(航空大学校)  
第三十七條の四 航空大学校は、航空に關する専門の学科及び技能を教授し、航空従事者を養成する機關とする。

2 航空大学校は、富崎市に置く。  
3 航空大学校の内部組織は、運輸省令で定める。  
第三十八條第一項の表中水先審議会の項を次のように改める。

海上航行安全審議会  
運輸大臣の諮問に應じて水先法(昭和二十四年法律第二十一号)及び船舶職員法(昭和二十六年法律第四十九号)に定める事項その他海上における航行の安全に關する重要事項を調査審議すること。



加える改正規定は、同年七月一日から施行する。

2 水先法の一部を次のように改正する。

「第五章 水先審議会(第三十一条第三十八条)第六節(第三十九、四十、四十一条)を「第五章 開闢(第三十一条第三十二条)に改める。

第二十四条の次に次の一条を加える。

第二十四条の二 運輸大臣は、前二条の規定による処分をしようとするときは、海上航行安全審議会の意見を徴し、且つ、その意見を尊重してこれをしなければならぬ。

2 海上航行安全審議会は、前項の規定による意見を決定しようとするときは、当該処分に係る水先人に對し、あらかじめ期日及び場所を通知して聴聞しなければならない。当該水先人は、聴聞の場において、意見を述べ、及び証拠を提出することができる。

第二十五条第一項中「水先審議会」を「海上航行安全審議会」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定は、海上航行安全審議会が前項の規定による勧告をする場合に準用する。

第五章を削る。

第六章を第五章とし、第三十九条を第三十一条とし、第四十条を第三十二条とし、第四十一条を第三十三条とし、同条中「第三十九条第三号」を「第三十一条第三号」に改める。

3 船舶職員法の一部を次のように

改正する。

第十条第二項、第十一条第一項及び第二項並びに第十五条中「海上安全審議会」を「海上航行安全審議会」に改める。

○西村英政府委員 たいま提案になりました運輸省設置法の一部を改正する等の法律案の提案理由及びその概要について御説明申し上げます。

第一に、運輸省の付属機関につきまして宮崎海員学校を廃止して、日之津海員学校を設置しますとともに、新たに航空従事者を養成する機関として航空大学校を宮崎市に設置することと

さらに、水先審議会に従前の審議事項のほか船舶職員法に定める事項その他海上における航行の安全に関する重要事項をもあわせて審議させることとして、その名称を海上航行安全審議会と改めることといたしました。

第二に、たいま国会に提案されております防衛庁設置法案におきましてさきに第十三回国会において成立を見ました海上公安局法を廃止することとしておりますので同法の制定に關連して、第十三回国会において成立しました運輸省設置法の一部を改正する法律は、存続の意味を失うこととなりますので、これを廃止することといたしました。

この法律案の施行期日につきましては、原則的には本年四月一日を予定いたしておりますが、航空大学校は七月一日開設を予定しておりますので、これに關する改正規定につきましては、本年七月一日からいたしております。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられるようお願いいたします。

○關内委員長 運輸省設置法の一部を改正する等の法律案航空法の一部を改正する法律案、この二案に対する質疑は次会に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十八分散会

昭和二十九年三月二十五日印刷

昭和二十九年三月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局